

地域公共交通活性化セミナー2019in福岡

平成31年2月19日
国土交通省 九州地方整備局
建政部 都市整備課 甲斐 猛

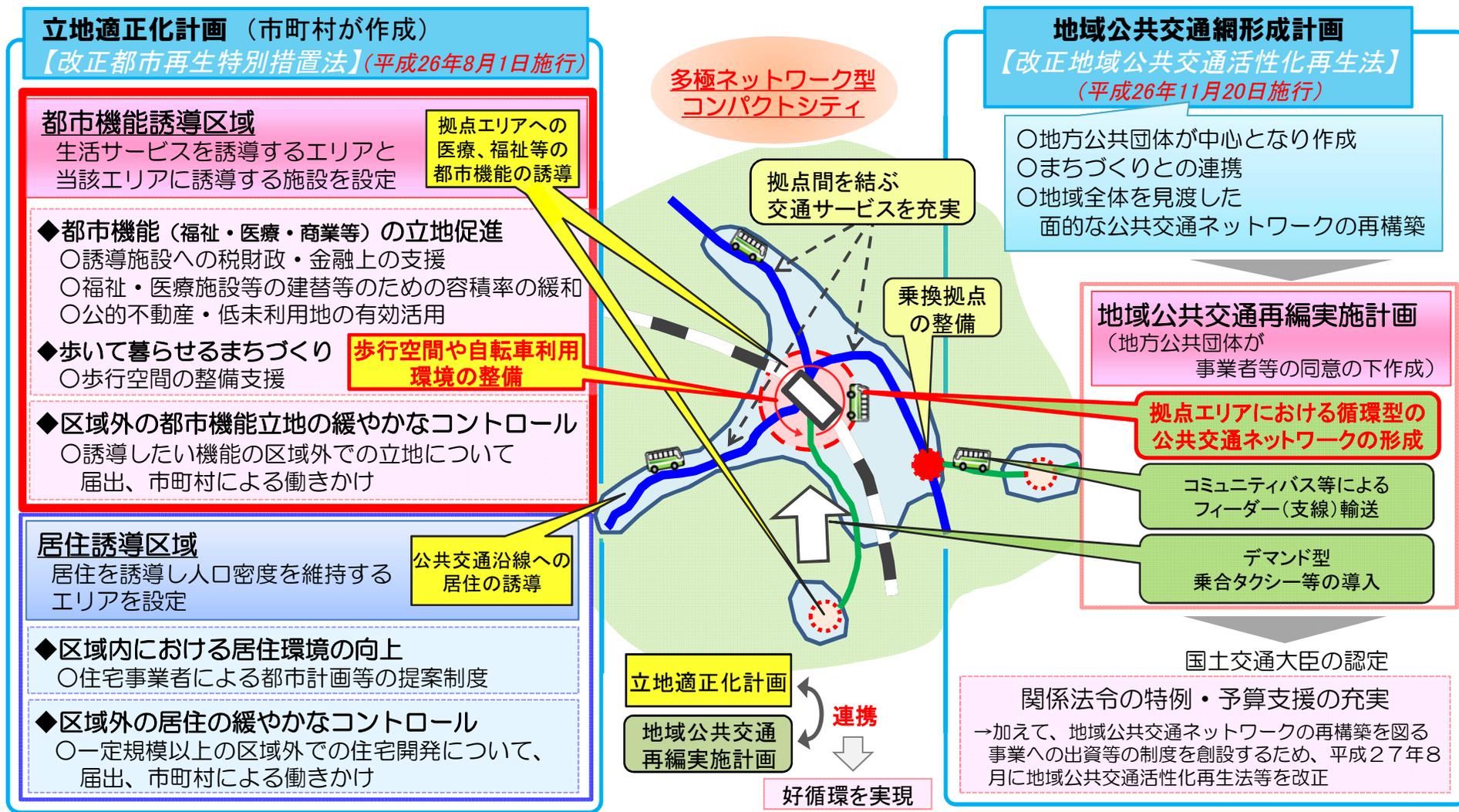
本日の内容

1. コンパクト＋ネットワーク
2. 都市・地域交通戦略推進事業
3. 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

1. コンパクト+ネットワーク

コンパクト＋ネットワークを推進する枠組み

平成26年度に都市再生特別措置法と地域公共交通活性化再生法が共に改正され、**土地利用と公共交通に関する取り組みを一体的に展開する枠組みが強化**

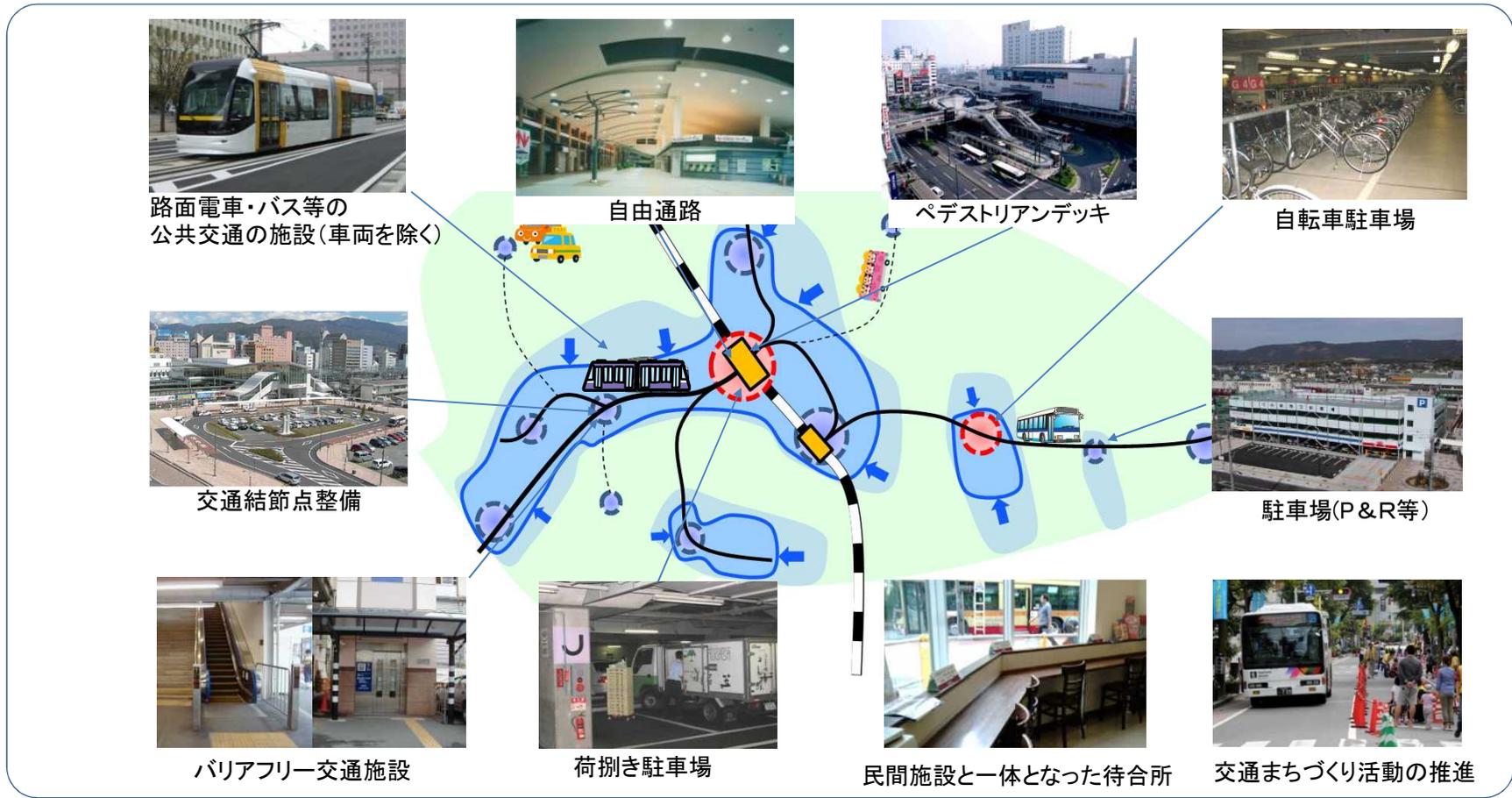


2. 都市・地域交通戦略推進事業

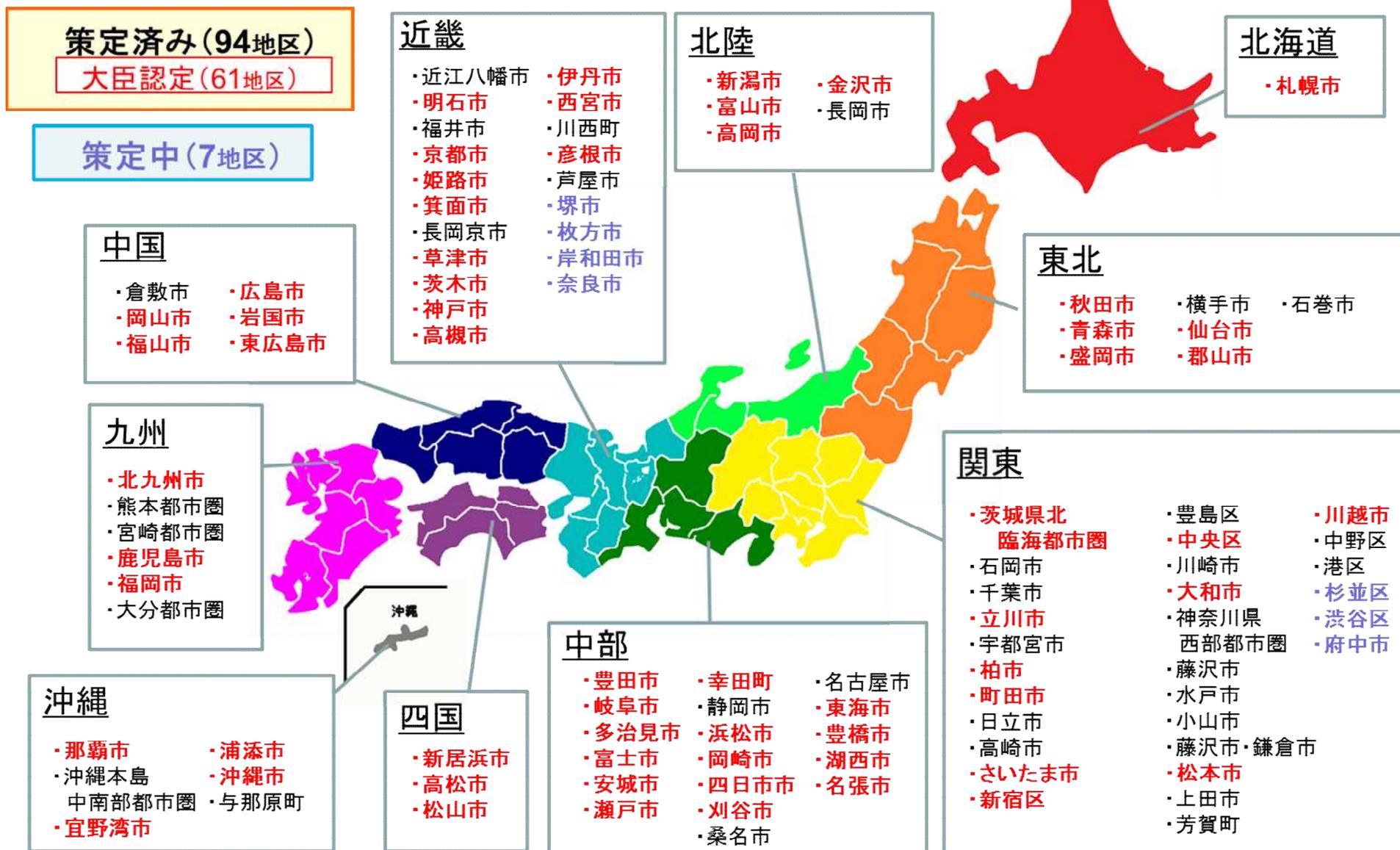
都市・地域交通戦略推進事業の概要

目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体（社会資本整備総合交付金）、協議会等（補助金）
- 補助率：1/3（立地適正化計画に位置付けられた事業等 1/2）



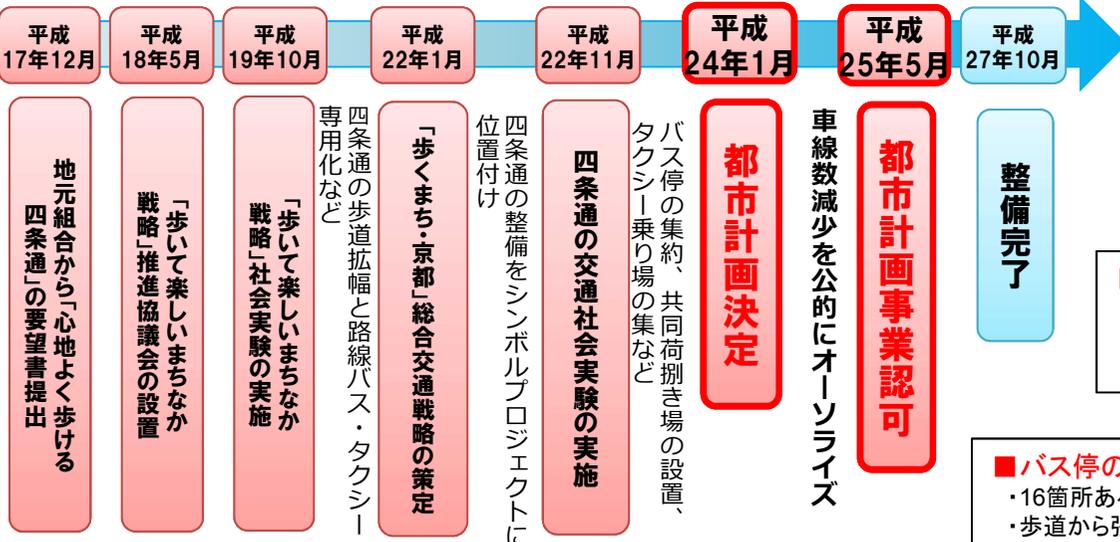
都市・地域総合交通戦略の策定状況



都市の活力を創出する拠点の形成(京都市の例)

- 車線数を減少させ、歩行空間を充実。
- 併せて、バス停の集約とテラス型バス停を設置し、公共交通の利便性を向上

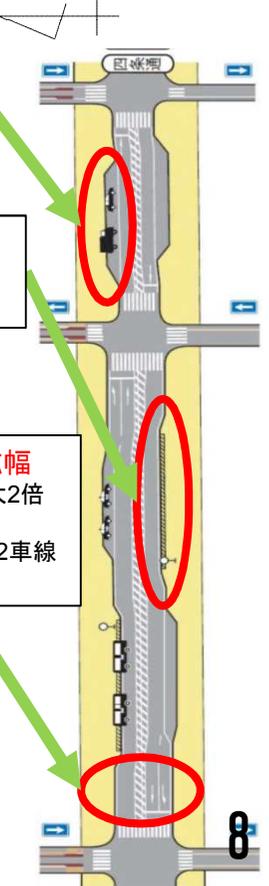
四条通歩道拡幅までの経緯



【事業概要】(街路事業)
 区間：下京区長刀鉾町～東山区川端町
 延長：1.1 km
 幅員：22.0 m
 事業期間：H25年度～27年度
 総事業費：約29億円

■沿道アクセススペースの設置
 ・人の乗降、5分以内の荷物の積卸のために利用できる沿道アクセススペースを15箇所(32台分)を設置

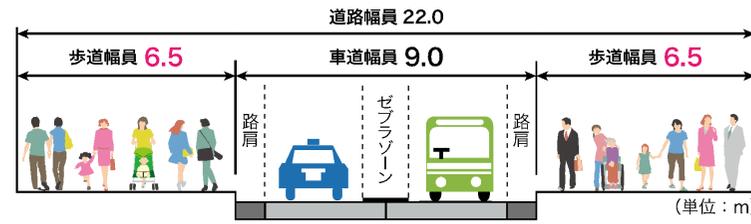
■バス停の集約とテラス型バス停の設置
 ・16箇所あるバス停を東行き西行き合わせて4箇所を集約
 ・歩道から張り出したバス停(テラス型バス停)を設置



【整備前】

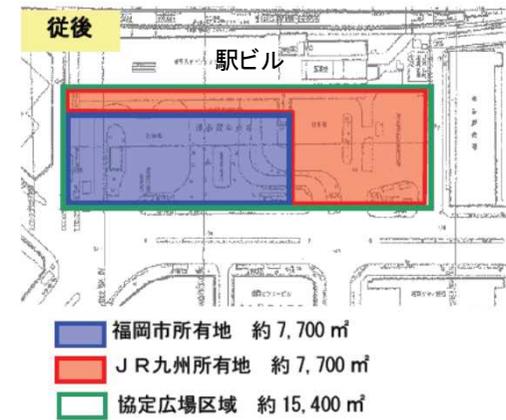
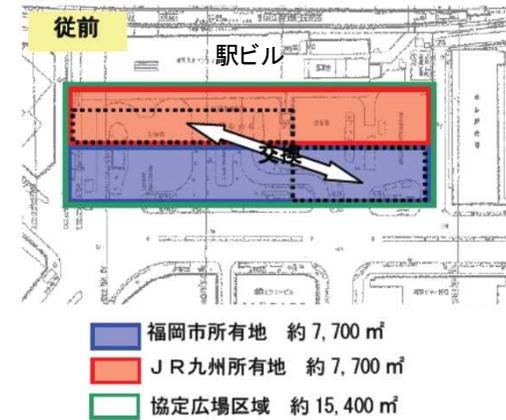


【整備後】



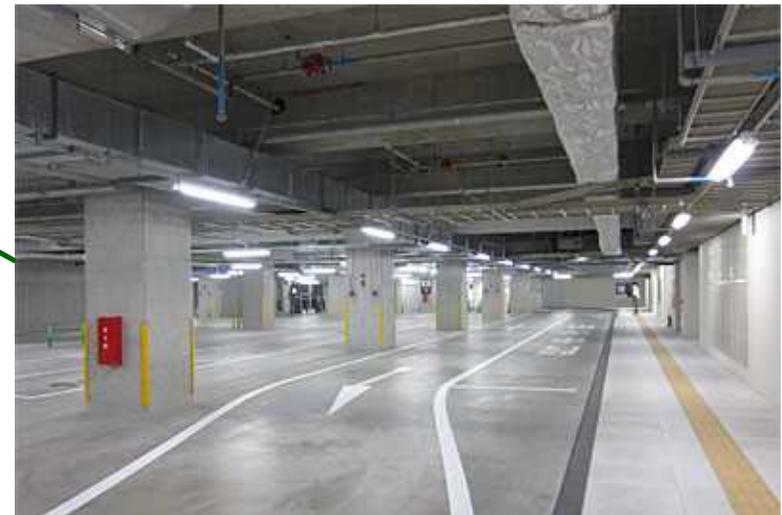
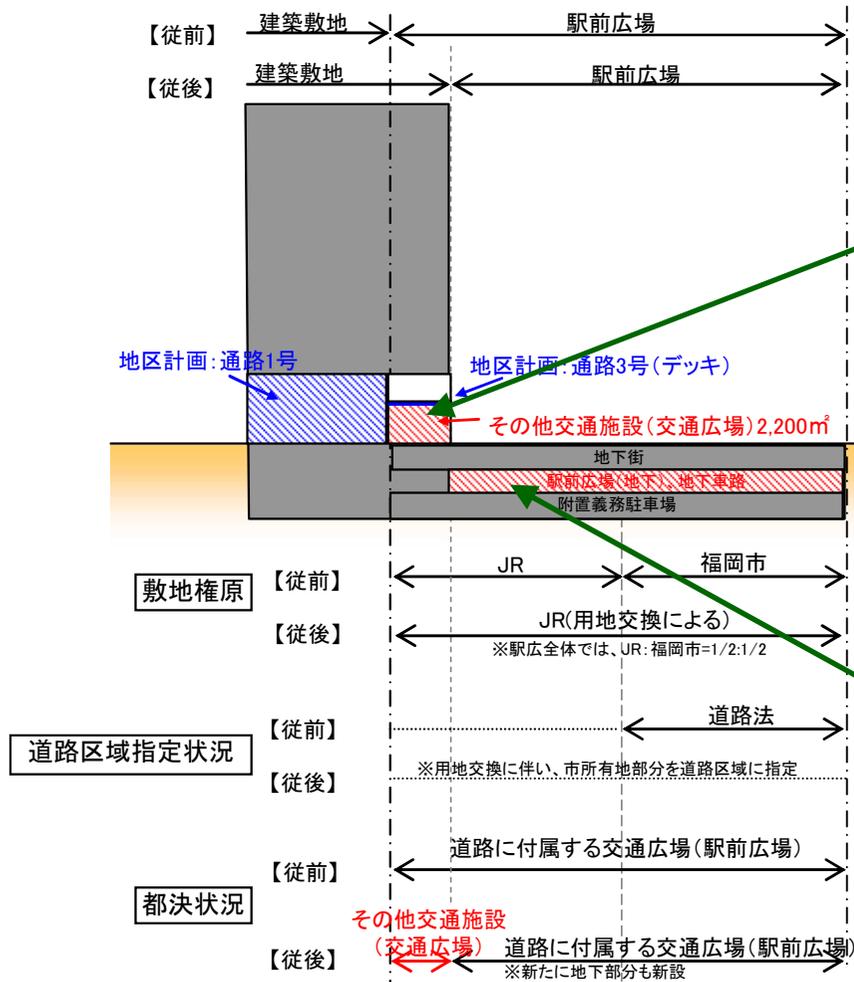
■歩道の拡幅
 ・歩道を最大2倍に拡幅
 ・4車線から2車線に変更

駅前広場の立体的な整備(博多駅の事例)



(敷地権原)

駅前広場の立体的な整備(博多駅の事例)



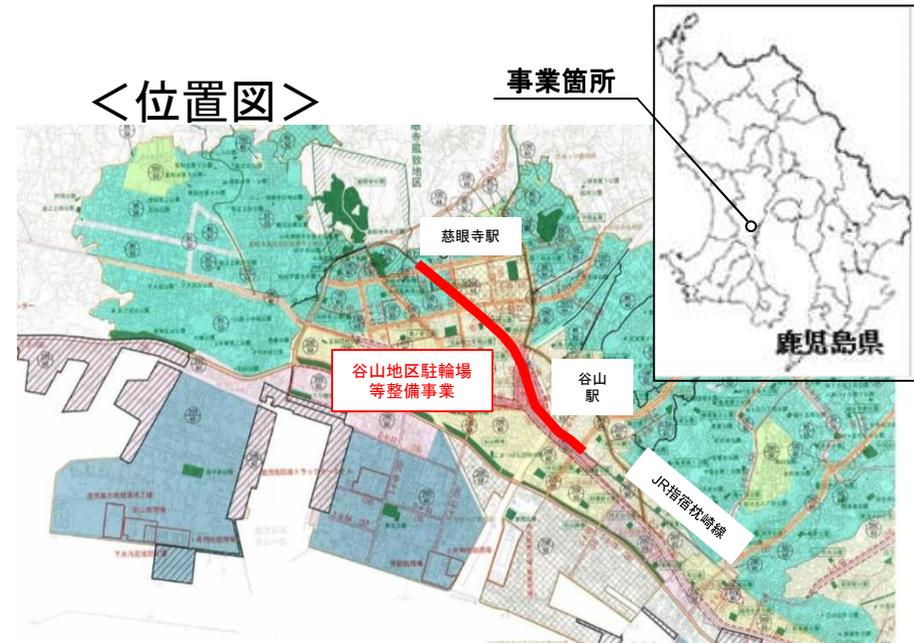
■谷山地区駐輪場等整備事業

<事業概要>

高架下や鉄道残地に駐輪場、遊歩道などを整備することにより、駅周辺の交通結節機能の強化を図るとともに、東西の地域分断の解消を図る。

- 事業箇所：鹿児島県鹿児島市谷山中央一丁目ほか
- 事業内容：遊歩道整備 1,090m
駐輪場整備 2,070台
- 総事業費：2.7億円
- 事業期間：平成27年度～平成31年度

<位置図>



整備前の駐輪場予定地(高架下)



整備後の駐輪場

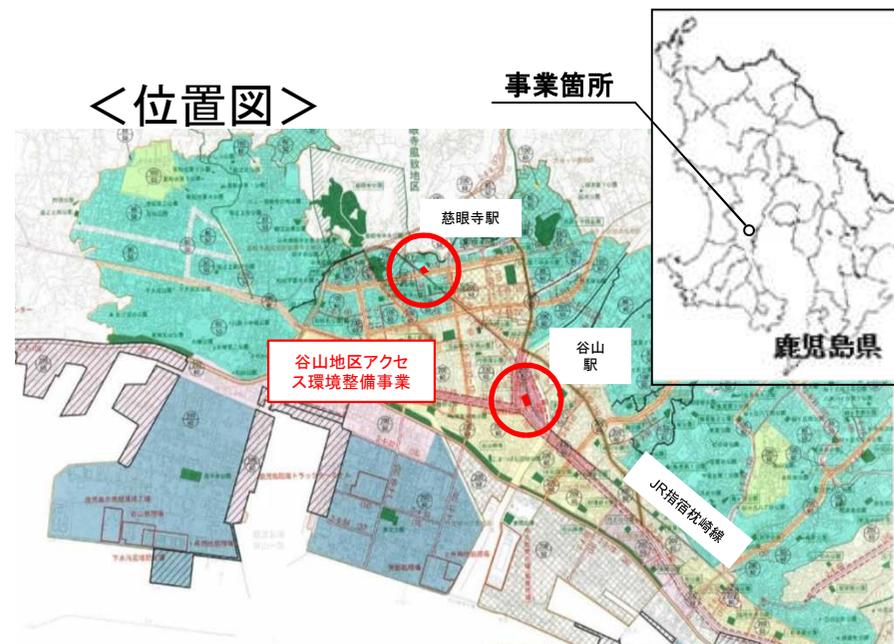
■谷山地区アクセス環境整備事業

<事業概要>

高架下等の駐輪場整備と合わせて駅前広場を整備することにより、駅周辺の交通結節機能の強化を図るとともに、東西の地域分断の解消を図る。

- 事業箇所：鹿児島県鹿児島市慈眼寺町ほか
- 事業内容：谷山駅前広場整備 5,400㎡
慈眼寺駅前広場整備 2,600㎡
- 総事業費：4.1億円
- 事業期間：平成29年度～平成31年度

<位置図>



整備前の慈眼寺駅周辺



整備後の慈眼寺駅前広場

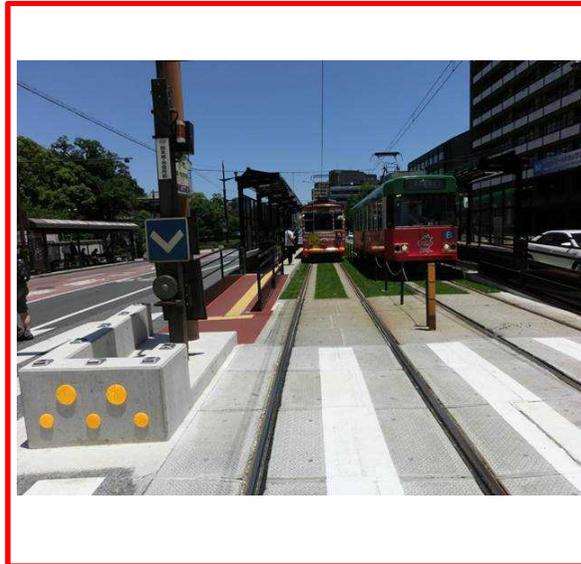
(都)刈草薄場線(西熊本駅)



- 駅舎整備(ホーム2面2線無人駅)
- 駅前広場整備(3,900㎡)
 - ・バス、タクシー乗降場、待機場
 - ・一般車乗降場、整理場

等

電停改良(熊本城・市役所前)



- 電停拡幅(L=25m、W=1.5m)
- 上屋整備
- スロープ(手摺り)整備(i=5%)

駐輪場整備(上熊本駅高架下)



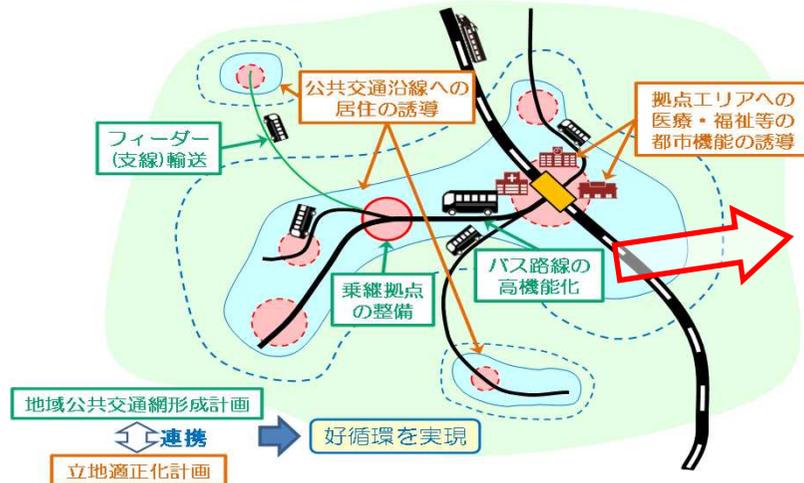
- 自転車805台、原付52台整備

都市・地域交通戦略事業の取り組み(北九州市)

北九州市環境首都総合交通戦略（地域公共交通網形成計画） * H20に戦略策定/H28に戦略を見直し網形成計画として策定

- 「望ましい交通体系を目指すための理念と基本方針」のもとに「意識」「公共交通」「道路交通」の分野で、交通施策を設定
- 設定した30の交通施策と、取り組みの柱となる7つの重点施策について、まちづくりと連携し人口減少に対応していく

コンパクトな都市形成と一体となった公共交通のイメージ



バス機能強化区間での主な取り組み



- 幹線バスの定時性や速達性を確保し利用促進を図る
- バス停の上屋やベンチ、バスの運行情報が表示されるバスロケ等を整備し、快適にバス待ちができる環境を提供する

社会資本整備総合交付金による整備例



バス専用レーンのカラー舗装
(H31年度 連節バス運行予定)



バス待ち環境の向上
(事業者の上屋等整備を支援)



スマートバス停整備 (H31～ 効果促進事業)

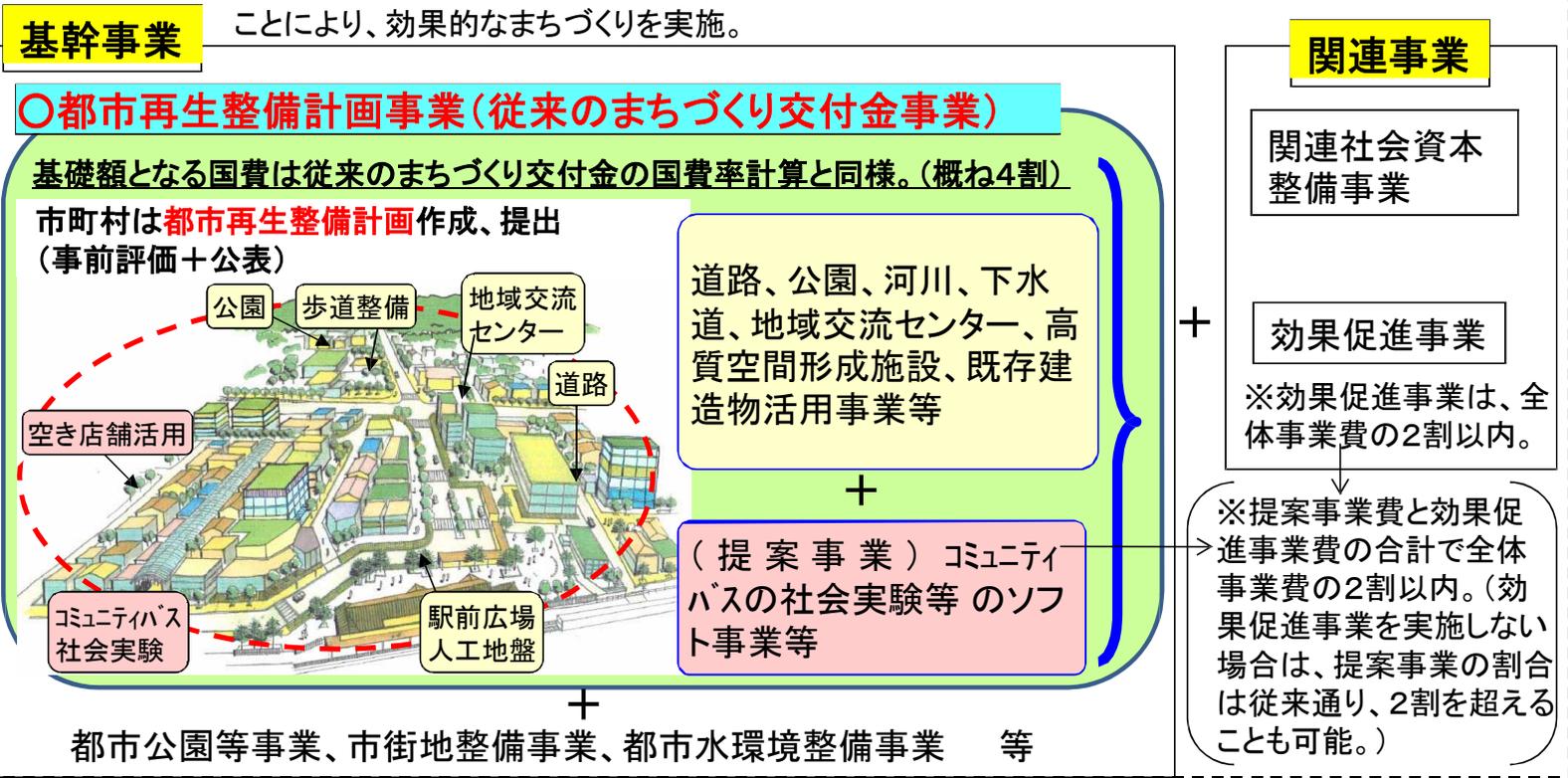
- 電子ペーパーと通信で、時刻表を遠隔更新、告知掲載のコストを圧縮、柔軟なダイヤ改正に対応、幅広い情報伝達も可能
- 現在時刻表の拡大表示、多言語対応、臨時便、バスロケ運行状況、沿線イベント情報、災害時避難情報等、リアルタイム配信

3. 都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金)

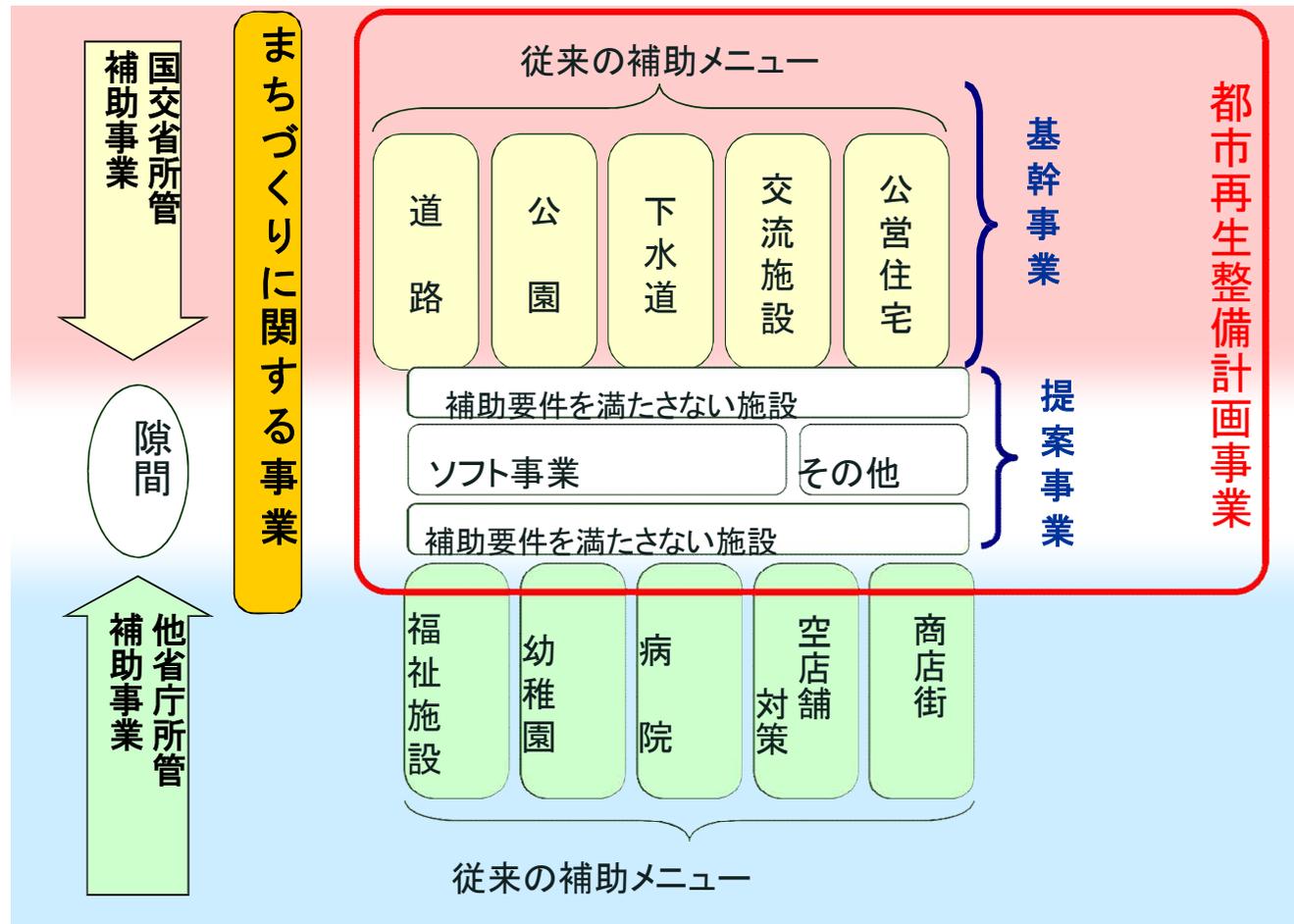
○都市再生特別措置法第46条第1項の都市再生整備計画に基づく事業等(提案事業も含む)
 ○平成22年度創設の**社会資本整備総合交付金の基幹事業**として位置づけ。
 (既に国土交通大臣に提出された都市再生整備計画については、当該交付期間内は「特定計画」として、新たに社会資本総合整備計画を作成し提出することなく新交付金の交付が可能。)

社会資本総合整備計画の作成

他の基幹事業を適宜組み合わせ、また必要に応じて一体的に実施する関連事業を組み合わせることにより、効果的なまちづくりを実施。

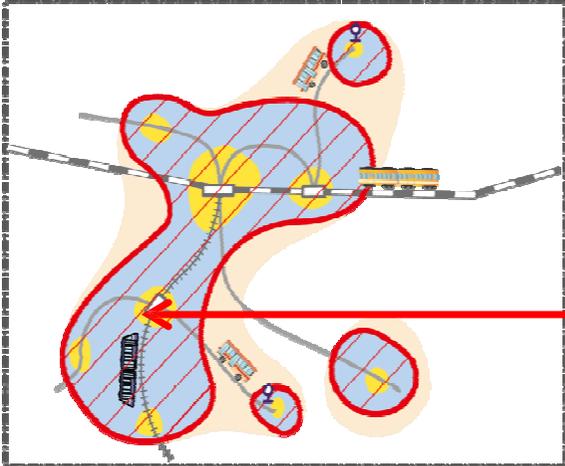
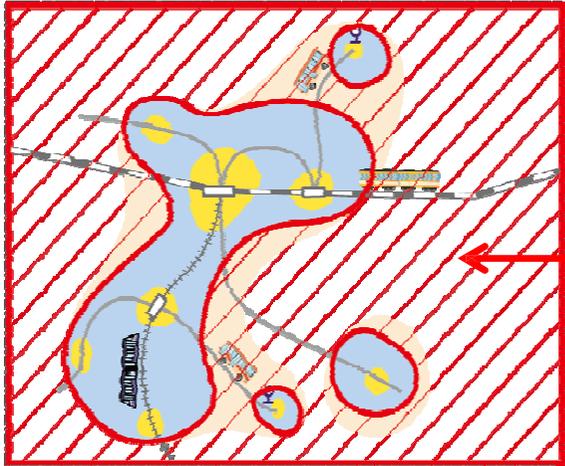


交付対象事業の範囲



平成31年度以降

立地適正化計画を作成している場合

ア)コンパクトシティの推進等を支援する計画

居住誘導区域内

イ)都市外縁部の観光等地域資源の活用に関する計画

居住誘導区域外

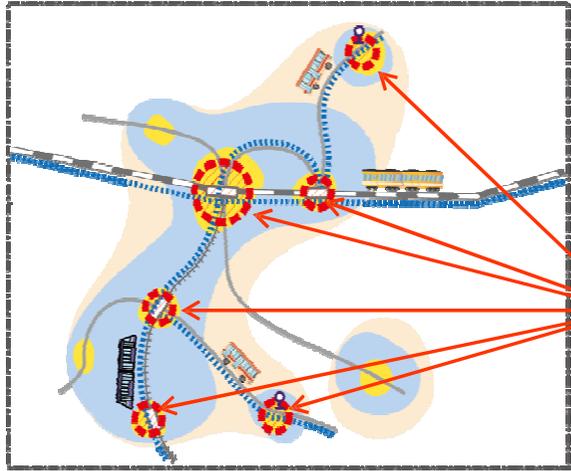
かつ
当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がなく、観光等地域資源の活用に関する計画のあるもの

凡例

- 対象区域
- 市域
- 鉄道・駅
- LRT等
- バス停
- 市街化区域等
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

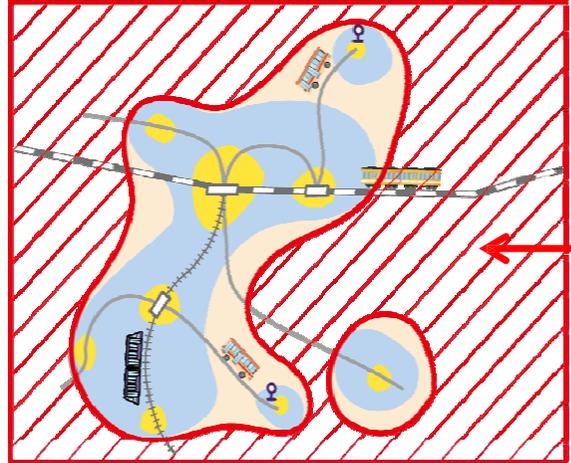
平成31年度以降

立地適正化計画を作成していない場合



ア)コンパクトシティの推進等を支援する計画

市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内
(いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの)



イ)都市外縁部の観光等地域資源の活用に関する計画

市街化区域等外

かつ
当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がなく、観光等地域資源の活用に関する計画のあるもの

凡例

- ⊖ 対象区域
- 市域
- 鉄道・駅
- LRT等
- ♀ バス停
- ピーク時片道3本以上の公共交通
- 市街化区域等
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

都市再生整備計画事業

○国として重要度が高く、特に推進すべき施策に関連した都市再生整備計画事業への支援の重点化や、民間の資金やノウハウを活用したまちづくりの推進、スマートシティの推進に寄与する公共施設等の情報化の実現に向け、都市再生整備計画事業について、支援措置の拡充を行う。

【拡充内容①】

○国として重要度が高く、特に推進すべき施策と合致した都市再生整備計画事業について、施策を迅速に実現することを目的として支援の重点化を延長する。

※立地適正化計画、都市再生緊急整備地域関連は2023年まで5年間延長、歴史的風致維持向上計画関連、低炭素まちづくり関連は、2020年までに計画の認定・公表されたもの。

(国として特に推進すべき施策)

- ・立地適正化計画
(都市再生特別措置法)
- ・都市再生緊急整備地域関連
(都市再生特別措置法)
- ・歴史的風致維持向上計画関連
(歴史的風致の維持及び向上に関する法律)
- ・低炭素まちづくり関連
(都市の低炭素化の促進に関する法律)

【拡充内容②】

○公共空間の維持管理費の削減や有効な利活用によるまちの賑わいの創出を図るため、民間の資金やノウハウを活用したまちづくりの推進が求められている。

○このため、民間まちづくり団体等の公共施設等整備への積極的な参加の促進を図るべく、都市再生整備計画事業において、民間まちづくり団体等の資金調達の結果に応じて国・地方公共団体・民間まちづくり団体等の負担割合を弾力的に変動できる仕組みを構築する。



民間による広場整備(イメージ)

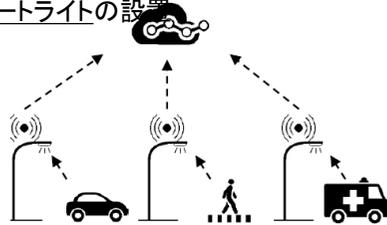


広場空間の活用(イメージ)

【拡充内容③】

○スマートシティの推進に寄与する公共施設等の情報化の実現に向け、都市インフラと一体的に整備する技術が確立し汎用性の高い基盤施設整備に対し、支援を行う。

駐車場管理、人流把握に資するセンサー、モニター機能を備えた多目的なスマートライトの設置



人流把握による混雑回避、にぎわい創出に資するカメラの設置



シームレスな移動支援に資する屋内測位環境の整備(3D地図、ビーコン設置)



都市再構築戦略事業・都市機能立地支援事業

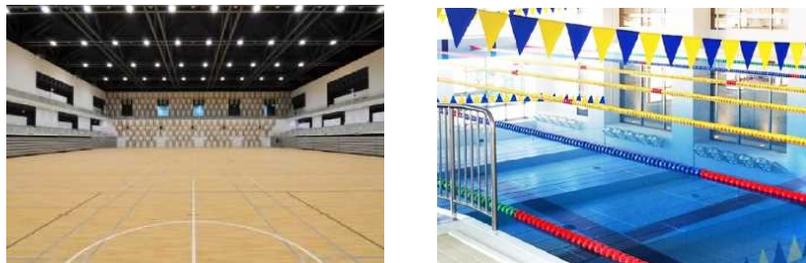
○コンパクトシティを推進するためには、まちの中心拠点に都市機能の集積を高めることが重要であり、体育館やプール等の健康増進施設は都市に不可欠な施設であることに加え、高い集客効果が期待される。

○このため、都市再構築戦略事業及び都市機能立地支援事業において、体育館、プールその他の健康増進施設（都市公園その他公共空地に設置され、一般公共の用に供されるもの）を中心拠点誘導施設に追加し、周辺の賑わいを創出するための施設整備を本事業の対象として重点的に支援します。

※体育施設本体の整備に要する費用については、都市再構築戦略事業の支援対象外（公共施設等適正管理推進事業債やスポーツ振興くじ助成金等の活用は可能）

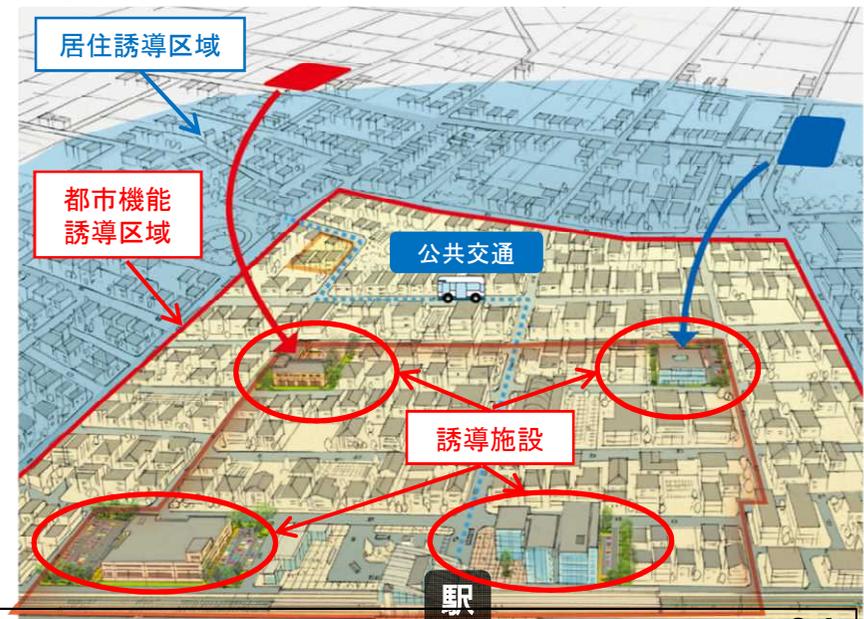
【拡充内容①】

○集客効果の高い体育館、プールその他の健康増進施設（都市公園その他公共空地に設置され、一般公共の用に供されるもの）を、中心拠点誘導施設に追加。



健康増進施設（イメージ）

<事業イメージ>



※社会教育法第5条第4号に規定する社会教育施設のうち、社会教育調査規則第3条第13号に規定する体育館、水泳プール、運動場等の体育施設

お問い合わせ先

○都市・地域交通戦略推進事業に関すること

自治体の街路事業担当課

○都市再生整備計画事業に関すること

自治体の都市計画担当課